

日田市総合教育会議の概要

平成27年6月

目次

1	総合教育会議の設置	・・・・・・・・	P 1
	(1) 会議の位置付けと構成員		
2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の概要	・・・・・・・・	P 2
3	協議・調整事項		
	(1) 協議・調整すべき事項		
	(2) 協議・調整すべきでない事項	・・・・・・・・	P 3
	(3) 協議・調整事項の具体例	・・・・・・・・	P 4
4	協議・調整の結果の尊重義務	・・・・・・・・	P 5
5	会議の公開と議事録の作成及び公表		
6	平成 27 年度スケジュール (案)	・・・・・・・・	P 6

1 総合教育会議の設置

総合教育会議の設置により、教育行政において大学及び私立学校を直接所管し、教育委員の任命や教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している「地方公共団体の長」と「教育委員会」が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

(1) 会議の位置付けと構成員

○ 地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上の附属機関には当たらない。

○ 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行する。

(法第 1 条の 4 第 8 項)

○ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。

(法第 1 条の 4 第 2 項)

○ 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図る。

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

4つのポイント

- ①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

3 協議・調整事項

(1) 協議・調整すべき事項

- 大綱の策定に関する協議。

(法第 1 条の 4 第 1 項)

- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議。

(法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号)

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号)

- 以上のことがらに関する構成員の事務の調整。

※調整事項の具体例は・・・P4 参照

(2) 協議・調整すべきでない事項

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議・調整する趣旨ではない。」

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項。
- 日常の学校運営に関する些細な事項。

【会議における調整とは・・・】

- 教育委員会権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること。

【会議における協議とは・・・】

- 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

(3) 協議・調整事項の具体例

法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号に該当すると想定される事項

1. 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
2. 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に該当すると想定される事項

1. 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
2. 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
 - ④いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条の重大事態の場合

4. 協議・調整結果の尊重義務

- 調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。

(法第 1 条の 4 第 8 項)

- 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するもの。

(法第 21 条及び法第 22 条)

5. 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第 1 条の 4 第 7 項)

- 個人の秘密保持や会議の公正が害されるおそれがあると認めること等を除き公開する。

(法第 1 条の 4 第 6 項)

- 非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など。

法 . . . 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

6. 平成27年度スケジュール（案）

開催時期	協議題の例
6月上旬	<ul style="list-style-type: none">・総合教育会議設置要綱の制定・会議の概要、スケジュール説明等
8月上旬	<ul style="list-style-type: none">・教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議・教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算など）
10月中旬	<ul style="list-style-type: none">・教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
11月下旬	<ul style="list-style-type: none">・教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議（必要に応じて）・教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告
臨時	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策